

保護者の皆様

うらかな春を迎え、保護者の皆様におかれましてはご健勝にてお過ごしのことと存じます。教職員の働き方改革推進等に関する通知が横浜市教育委員会より届いていますのでお知らせ致します。

平成30年3月

保護者・地域の皆様へ

横浜市教育委員会

教職員の働き方改革の推進についてのお願い

保護者・地域の皆様には、日頃より横浜の教育の推進に対して、ご理解・ご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

国の「教員勤務実態調査」において、10年前に比べて教員の勤務時間が増加し、小学校は約34%、中学校は約58%の教員が、長時間勤務（月80時間以上の時間外勤務相当*）である実態が改めて明らかとなりました。

これまで横浜市でも、全国を超える長時間勤務の実態があり、前例にとらわれず教職員の負担軽減に関する取組を進めてきましたが、今後は更なる推進に向けた取組が必要です。

※厚生労働省の労災補償認定における労働時間の評価目安の一つ

これからも、子どもの豊かな学びや成長を支え続けるために、横浜市教育委員会では、

「横浜市立学校 教職員の働き方改革プラン」を策定しました。

- 児童生徒や地域等の状況に十分配慮しながら、取組を進めます。
- 保護者・地域の皆様にご理解いただきながら、取組を進めます。

【取組例】 ○勤務時間外の留守番電話の設定・継続実施
○部活動指導員などの配置や部活動の活動日数の見直し
○学校閉庁日の継続実施



教職員の働き方改革を進めていくことで、これからも

- 教職員が子どもと向き合う時間をしっかり確保していきます。
- 子どもの指導や支援に専念できる環境をつくっていきます。

「横浜市立学校 教職員の働き方改革プラン」についてはこちらからご覧いただけます。

横浜市 教職員の働き方改革

検索



これまでの取組について、保護者・地域の皆様にご理解・ご協力いただきましたことに御礼申し上げます。これからも、教育の質の向上のために、教職員の働き方改革の更なる推進に向けて、変わらずご協力をいただけますよう、よろしくお願いいたします。

配布時期は学校によって異なります。

子どもたちの健全な社会性を育てるために

～器物損壊にかかる指導と費用弁済へのご理解とご協力のお願い～

I ねらい

子どもたちに自己責任の自覚を促し、社会規範意識を育成するために、教育指導の一環として積極的に適用します。

※ 児童生徒の故意による器物損壊の発生件数（市立小・中学校）

年 度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
発生件数	734件	701件	1,004件	850件	929件	851件

II 内容

子どもたちが学校の窓ガラスやドアなどの公共物を故意（わざと）に、または、故意に近い状況で破損した場合に、その子どもの健全な育成を図る指導の一環として、修繕費用の弁済負担を保護者をお願いすることになります。

III 運用について

- 学校は、子どもが心のつまずきを乗り越えて、自己責任を自覚し、健やかな社会性を身に付けられるよう、ご家庭と協力して指導を行います。
- 学校は、指導の状況と弁済について保護者に相談しますので、お子様の成長に役立つよう充分なお話し合いをお願いします。
- 弁済額は、基本的な目安として、故意によるものは修繕費の100%、故意に近いものは50%とします。

IV お願い

- 器物損壊の弁済は、子どもたちの心豊かな成長をともに願う立場から行うものであり、以上の趣旨をご理解の上、積極的なご協力をお願いします。
- 子どもたちに公共心や責任感などの社会規範意識を育てるために、家庭や学校、地域社会が協力し合うことが必要です。善悪の判断については、ご家庭でも子どもたちの心情を理解しながら指導いただくようご協力をお願いします。

保護者の皆様

子ども同士による金銭の授受をしないために

～ご家庭でのご理解、ご協力のお願い～

日頃より、横浜市立学校の教育活動へご理解、ご協力をいただきましてありがとうございます。

子どもたちは学校生活など、日々のかかわりの中で様々な経験を通してお互いを認め合い、成長していきます。しかし最近、地域や商業施設等で遊ぶ中で、金銭の授受でトラブルになり、結果的に大きな問題に発展したり、事件に巻き込まれたりしていくという事案が起っています。

金銭授受はたとえ仲の良い関係であっても行わない方が良い行為です。最初は小額と思っていた額が、いつのまにか大きな金額に膨れ上がり、取り返しがつかなくなることもあります。最近では、ネットゲーム（課金）などにより、金銭感覚が麻痺して、事実も把握しにくくなる危険性もあります。

金銭授受が行われる背景には、金銭を持ち出せる環境、子どもたちの金銭感覚、規範意識の問題やいじめの問題が潜んでいる場合もあります。事案によっては、民事や刑事事件に発展することもあります。

以上のことから、子どもたちの金銭授受については、「行ってはいけない行為」として、学校で指導いたしますので、ご家庭でのご協力もお願いいたします。また、状況によっては、警察や児童相談所などの関係機関と連携して子どもたちの健全育成や再発防止に向けて取り組んでまいりますのでご理解ご協力をお願いいたします。

平成 30 年 4 月 横浜市教育委員会

関連法規

刑法第 222 条 (脅迫罪)

生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

刑法第 223 条 (強要罪)

生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、三年以下の懲役に処する。

刑法第 249 条 (恐喝罪)

人を恐喝して財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。